

平成27年度 学校給食モニタリング事業について

1. 趣旨

赤穂市教育委員会では平成24年度より、児童生徒等の一層の安全・安心確保の観点から、市単独の学校給食における放射性物質の検査を実施している。

本年度についても、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、「学校給食モニタリング事業」として事後検査を実施する。

2. 検査の実施方法等

(1) 検査方法

1. 実際に提供した学校給食について、一食全体を検査機関に依頼してゲルマニウム半導体検出器を用いて検査を行う。
2. 1週間（5日間）あたり5検体を検査する。
3. 測定項目は放射性セシウム134、137とする。
4. 検出下限値は、各1ベクレル/Kgとする。（これ未満は「不検出」として表示）
5. 基準値は、50ベクレル/Kg（一般食品の基準値の1/2）とする。

(2) 検査期間（1学期に5日間）

第1回（1学期）平成27年 6月22日（月）～平成27年 6月26日（金）

第2回（2学期）平成27年10月19日（月）～平成27年10月23日（金）

第3回（3学期）平成28年 2月22日（月）～平成28年 2月26日（金）

*それぞれの検査期間の翌週月曜日に検査機関へ送付する。

(3) 検査機関

一般社団法人 全日検 全日検理化学分析センター

3. 検体を採取する調理場

赤穂市立学校給食センター

4. 検査結果の公表

検査結果については、本市ホームページにおいて公表する。

5. 保護者への周知方法

◇事業概要説明 文書にて周知。

◇検査結果公表 実施回数毎に、文書にて検査結果報告

【関連リンク先】

- ・文部科学省ホームページ（学校給食における放射性物質の検査 [都道府県]）
- ・兵庫県教育委員会ホームページ（学校給食モニタリング事業）